

令和6年5月24日 第27回足寄町農業委員会総会を足寄消防署団員会議室にて招集

開会 午後1時30分

閉会 午後2時24分

1 出席委員

1 番 餌 取 靖 徳	2 番 吉 川 友 二	3 番 遠 國 和 宏
4 番 上 妻 良 一	7 番 松 田 博 幸	8 番 遠 藤 勇
9 番 人 見 華 代	10 番 石 黒 彰	11 番 岡 元 義 春
12 番 吉 村 進		

2 欠席委員

5 番 菊 地 隆 志	6 番 宮 口 孝 治
-------------	-------------

3 議事に参与するもの

事務局 長 山 田 弘 幸
総務担当主査 留 田 篤 史

○議事日程

日程第 1	会期の決定について
日程第 2	会議録署名委員の指名について
日程第 3	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相 続）について
日程第 4	議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約につ いて
日程第 5	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6	議案第3号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利 用集積計画の決定について
日程第 7	議案第4号 土地の現況証明書下付について
日程第 8	議案第5号 令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について
日程第 9	議案第6号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その 他事務の実施状況の公表について
追加日程第1	議案第1号 足寄町農業委員会委員の辞任について

第27回農業委員会総会

令和6年5月24日

開会 午後1時30分

(開 会)

○議長 ただいまから、令和6年度第27回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、5番菊地隆志委員、6番宮口孝治委員が欠席です。

(会期の決定)

○議長 次に、「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日1日と決定します。

(署名委員の指名)

○議長 足寄町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、本日の議事録署名委員の指名については、9番人見華代委員、10番石黒彰委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

(報告第1号)

○議長 「報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について、相続人より通知がありましたので、報告します。

1番を説明します。本件は、父親の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記

載のとおりです。

権利を取得した日は、平成18年1月11日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、本農地について、あっせんの希望はありません。

2番を説明します。本件は、母親の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、令和6年4月15日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、本農地について、あっせんの希望はありません。

以上で、報告を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、これで、報告済みとします。

(議案第1号)

○議長 「議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第1号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について、ご説明申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について、貸主、借主より通知があったので、農地法第18条第1項ただし書の規定に該当するか、ご審議をお願いするものです。

本件は、普通畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につき

ましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和6年5月13日で、土地の引渡期日も令和6年5月13日です。

なお、解約された農地は、議案第3号12番で審議します。

本件は、合意による解約日が引き渡すことになる日の六箇月以内に成立しています。

従って、農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第2号)

○議長 「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。

農地法第5条の規定による許可申請について、一般社団法人北海道農業会議へ意見聴取したく、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。土地所有者、転用者の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町芽登1993番、計1筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、19,859㎡のうち、7,949㎡です。

次に、転用の目的・理由・内容ですが、表土が浅く起状があり、農耕地としても支障をきたしていることから、一時的に砂利を採取して、採取後、平坦な農地に整地し、農地の所有者に引き渡すものです。

契約の内容としては、使用貸借による一時転用です。

なお、5月14日に現地調査を行い、議案資料のとおり、農地転用許可における立地基準・一般基準について、許可基準に適合していることから、本許可申請は問題なく、不許可にする理由はないと判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件について、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。8番、遠藤勇現地調査委員長。

○遠藤現地調査委員長 本件は、5月14日、私と宮口委員、上妻委員、事務局で現地調査を実施し、周辺農地への影響がないことを確認しました。なお、詳細については、局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、本件は一般社団法人北海道農業会議へ意見聴取することとし、その結果「許可相当」との意見がありましたら、足寄町事務委任規則第2条第1項第5号により許可することとします。

2番を説明します。

局長。

○事務局長 2番を説明します。土地所有者、転用者の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町喜登牛596番、計1筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、43, 182㎡のうち、30, 844㎡です。

次に、転用の目的・理由・内容ですが、表土が浅く起状があり、農耕地としても支障をきたしていることから、一時的に砂利を採取して、採取後、平坦な農地に整地し、農地の所有者に引き渡すものです。

契約の内容としては、使用貸借による一時転用です。

なお、5月14日に現地調査を行い、議案資料のとおり、農地転用許可における立地基準・一般基準について、許可基準に適合していることから、本許可申請は問題なく、不許可にする理由はないと判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件について、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。8番、遠藤勇現地調査委員長。

○遠藤現地調査委員長 本件は、5月14日、私と宮口委員、上妻委員、事務局で現地調査を実施し、周辺農地への影響がないことを確認しました。なお、詳細については、局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、本件は一般社団法人北海道農業会議へ意見聴取することとし、その結果「許可相当」との意見がありましたら、足寄町事務委任規則第2条第1項第5号により許可することとします。

(議案第3号)

○議長 「議案第3号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題としま

す。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第3号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、足寄町長渡辺俊一氏より決定を求められた令和6年度第2号農用地利用集積計画について、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町中矢524番ほか3筆、計4筆です。

地目につきましては、公簿は原野、畑、現況は畑です。

面積につきましては、125, 366㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を贈与により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から贈与したいとの申し出があり、地域担当農業委員である遠藤委員と協議し、当事者間で贈与の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この贈与は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

2番を説明します。

局長。

○事務局長 2番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上螺湾86番1ほか9筆、計10筆です。

地目につきましては、公簿は山林、畑、雑種地、宅地、原野、牧場、現況は畑です。

面積につきましては、91,072.74㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、
円、10アール当たり 円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から売買したいとの申し出があり、地域担当農業委員である上妻委員と協議し、当該農地に隣接した農地を所有し、当事者間で売買の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定しま

す。

3番につきましては、遠國和宏委員が利用権設定関係者となっています。

農業委員会等に関する法律第31条及び足寄町農業委員会会議規則第12条の規定に基づく議事参与の制限により、本件議案の審議開始から終了まで退席をお願いします。審議終了後、入室、着席して下さい。

暫時、休憩します。

午後 2時 5分 休憩

午後 2時 6分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

3番を説明します。

局長。

○事務局長 本件は、公益財団法人北海道農業公社から農地保有合理化事業で賃借していた農地の売り払いを受ける案件です。

詳細につきましては、議案書に記載のとおりですので、説明を省略します。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

暫時、休憩します。

午後 2時 7分 休憩

午後 2時 8分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

4番から6番を説明します。

局長。

○事務局長 4番から6番までは、公益財団法人北海道農業公社から農地保有合理化事業で賃借していた農地の売り払いを受ける案件です。

詳細につきましては、議案書に記載のとおりですので、説明を省略します。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 4番から6番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

7番につきましては、制度資金借入れの協議が整っていないとの連絡があり、次回総会での審議とします。

8番9番を説明します。

局長。

○事務局長 8番9番は経営移譲年金の受給に係る案件のため、一括で説明します。

8番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町螺湾112番3ほか60筆、計61筆です。

地目につきましては、公簿は畑、牧場、宅地、現況は畑、採草放牧地です。

面積につきましては、462, 391.09㎡のうち、畑が396, 333.09㎡、採草放牧地が18, 770㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑等を使用貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

9番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏

名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛768番3ほか43筆、計44筆です。

地目につきましては、公簿は畑、原野、牧場、現況は畑です。

面積につきましては、712, 516㎡のうち、646, 572㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を使用貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者が経営移譲年金を受給するため農地法第3条により使用貸借されており、今回、期間満了となることから、再設定(継続)するものです。

議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この使用貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

10番11番を説明します。

局長。

○事務局長 10番11番は、利用権の設定等を受ける者が同一法人であるため、一括で説明します。

10番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町大誉地624番1ほか2筆、計3筆です。

地目につきましては、公簿は原野、畑、

現況は畑です。

面積につきましては、213,991㎡のうち、163,194㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間 円、10アール当たり 円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

11番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町大誉地597番1ほか2筆、計3筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、104,177㎡のうち、57,549㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間 円、10アール当たり 円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から賃貸したいとの申し出があり、地域担当農業委員である吉村委員と協議し、当事者間で賃貸借の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

12番を説明します。

局長。

○事務局長 12番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上利別3番1ほか4筆、計5筆です。

地目につきましては、公簿は畑、牧場、現況は畑です。

面積につきましては、50,203㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、

円、10アール当たり 円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から売買したいとの申し出があり、令和6年2月7日開催の塩幌地区の人・農地プラン協議の結果に基づき、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 12番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第4号)

○議長 「議案第4号 土地の現況証明書下付について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第4号、土地の現況証明書下付について、ご説明申し上げます。

農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明について、現況証明書を下付したく、ご審議をお願いするものです。

1番から5まで、一括で説明します。

1番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上螺湾116番6、計1筆です。

本件の公簿地目は畑で、地目変更及び所有権移転登記を目的に証明を求めるものです。

2番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町中足寄126番7ほか7筆、計8筆です。

本件の公簿地目は畑で、地目変更を目的に証明を求めるものです。

3番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町螺湾19番4ほか1筆、計2筆です。

本件の公簿地目は牧場で、地目変更及び所有権移転登記を目的に証明を求めるものです。

4番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上利別117番7、計1筆です。

本件の公簿地目は畑で、地目変更及び所有権移転登記を目的に証明を求めるものです。

5番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町郊南1丁目10番6ほか1筆、計2筆です。

本件の公簿地目は畑で、地目変更及び所有権移転登記を目的に証明を求めるものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件につきまして、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。8番、遠藤勇現地調査委員長。

○遠藤現地調査委員長 本件は、5月14日、私と宮口委員、上妻委員、事務局で現地確認を行いました。

現地は、原野山林等の様相であることから、農地及び採草放牧地以外であると確認しました。なお、詳細については局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第5号)

○議長 「議案第5号 令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第5号、令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について、ご説明申し上げます。

農業委員会による最適化活動の推進等について(3経営第2584号農林水産省経営局長通達)第1条第3項(1)の②のイに基づき、点検・評価を求めるものです。

なお、詳細につきましては、令和6年4月18日開催の全員協議会で説明済みですので、省略させていただきます。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、ご意見はございませんか。

(全員「意見なし」の声)

○議長 なければ、総会で出された意見の欄は、「特になし」と記載し、6月末日までに、足寄町、北海道、北海道農業会議へ報告し、足寄町農業委員会ホームページで公表することとします。

(議案第6号)

○議長 「議案第6号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第6号、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、ご説明申し上げます。

農業委員会による最適化活動の推進等について(3経営第2584号農林水産省経営局長通達)第1条第3項(2)に基づき、議決を求めるものです。

なお、詳細につきましては、令和6年4月18日開催の全員協議会で説明済みですので、省略させていただきます。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、6月末日までに、足寄町、北海道、北海道農業会議へ報告し、足寄町農業委員会ホームページで公表することとします。

お諮りをします。

お手元の追加議案を別紙追加議事日程

のとおり日程に追加し、審議することにしたと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することに決定します。

(追加議案第1号)

○議長 「追加議案第1号 足寄町農業委員会委員の辞任について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました追加議案第1号、足寄町農業委員会委員の辞任について、ご説明申し上げます。

6番宮口孝治委員から令和6年5月31日をもって辞任したい旨の届出があった案件です。

農業委員会等に関する法律第13条第1項では、「委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て辞任することができる。」と規定されており、正当な事由があることと、市町村長及び農業委員会の同意があれば辞任は認められることになります。

宮口委員の辞任の理由は、一身上の都合によるもので、農協内部の内規の改定によるものと聞いています。

よって、辞任はやむを得ないものと判断され、農業委員会の同意につきましては、ご本人を除く総会出席委員の過半数の賛成が必要となります。また、市町村長の同意につきましては、農業委員会の同意が得られましたら、本総会終了後、農業委員会会長より文書で報告し、町長から同意を頂く予定となっています。

なお、宮口委員の辞任に伴い委員数は12名から11名と減になりますが、足寄町農業委員会の委員選任に関する規程第9条の規定に基づき、補充は行わないため、今

後は11名での活動となりますことをご了承願います。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、宮口委員の辞任について同意することに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

異議なしと認めます。

よって、本件は、同意することに決定しました。

続きまして、委員の欠員に伴う議席番号の取扱いにつきましては、6番をそのまま欠番とすることにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

なければ、欠番とします。

(閉 会)

○議長 以上で、本総会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和6年度第27回足寄町農業委員会総会を閉会します。

午後 2時 24分 閉会

議 長

吉村 進

農業委員

人見 華代

農業委員

石黒 彰
